

北海道福祉サービス第三者評価調査者研修規程

(目的)

第1条 この規程は、北海道福祉サービス第三者評価実施要綱第9条に基づく評価調査者に対する研修等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(研修の種別等)

第2条 この規程に定める研修は、次のとおりとする。

- (1) 評価調査者養成研修（以下「養成研修」という。）
- (2) 評価調査者継続研修（以下「継続研修」という。）

2 前項に掲げる研修のほか、北海道福祉サービス第三者推進機構（以下「道推進機構」という。）は、評価調査者を対象として次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 評価調査者フォローアップ研修
- (2) 道推進機構の事業に関する情報の提供
- (3) 評価機関の認証状況、評価調査者募集状況、評価実績等の情報の提供
- (4) 評価調査者相互の情報交換に関する支援
- (5) 道推進機構への提言、相談受付等の機会の提供

(受講の条件等)

第3条 前条第1項の研修は、次に掲げる要件を満たす者が受講できる。

- (1) 養成研修

北海道福祉サービス第三者評価機関認証要綱第2条に規定する「評価機関の認証に関する基準」の1-(2)-①のいずれかに該当する者で、評価調査者として活動することを希望する者

- (2) 継続研修

養成研修または継続研修の修了者であって、当該修了の日の属する年度の4月1日から起算して3年を経過しない者

(研修課程及び研修時間)

第4条 第2条第1項に規定する研修は、別表に掲げる研修課程及び研修時間数を満たすものでなければならない。

(受講料等)

第5条 研修の受講者は、次に掲げる受講料を道推進機構にその指定する期限までに支払わなければならない。

(1) 養成研修 30,000円に消費税及び地方消費税を加算した額

(2) 継続研修 12,000円以内で道推進機構が定める額に消費税及び地方消費税を加算した額

(3) フォローアップ研修 12,000円以内で道推進機構が定める額に消費税及び地方消費税を加算した額

2 道推進機構は、前項の受講料の支払いを受けたときは、領収証を交付しなければならない。

3 第1項の受講料は、受講者が自己に都合により研修を受講しなかった場合、返還を要しない。

4 研修にかかる交通費、食事代は受講者が負担するものとする。

(修了証)

第6条 道推進機構は、研修を修了した者に修了証を交付する。

2 修了にかかる審査については「北海道福祉サービス第三者評価調査者養成研修審査要領」によるものとする。

(受講の禁止)

第7条 道推進機構は、受講者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、当該受講者について、以降の受講をさせないことができる。

(1) 他の受講者の受講の妨げを行い、道推進機構からの警告を受けたにもかかわらず、改善が認められないとき。

(2) 受講態度が著しく不良であり、道推進機構からの警告を受けたにもかかわらず、改善が認められないとき。

(3) 第5条第1項に規定する受講料を期限までに支払わないとき。

2 道推進機構が前項に規定する措置を行った場合、当該受講者に係る受講料の返還は要しないものとする。

3 道推進機構は、第1項に規定する措置を行った場合は、北海道福祉サービス第三者評価基準等委員会（以下「基準等委員会」という。）に対して措置の内容と理由を報告しなければならない。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な重要事項は、基準等委員会の議決を経て、別に定める。

附則

第1条

この規程は、平成18年3月27日から施行する。

この規程は、平成20年1月21日から施行する。

この規程は、平成20年6月2日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

この規程は、平成25年3月29日から施行し、平成25年3月7日から適用する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

第2条

当面の間、第3条第1項第2号に規定する継続研修は、社会福祉法人全国社会福祉協議会評価調査者指導者研修及び評価調査者継続研修会を修了し、当該研修の修了する年度の4月1日から起算して3年を経過しない者も対象とする。

別表（第4条関係）

研修の種別	必要な研修課程	必要時間数
養成研修	① 福祉サービス第三者評価の理念と全体像	28時間以上
	② 福祉サービス第三者評価調査者の役割と倫理	
	③ 福祉サービス第三者評価基準ガイドラインの概要	
	④ 各サービスごとの基準の理解	
	⑤ 書面調査・訪問調査の基本的な考え方と留意点	
	⑥ 報告書の記載方法と公表の方法	
	⑦ 演習1 事前分析・事前協議・事前準備	
	⑧ 実習1 訪問調査実習	
	⑨ 演習2 評価の決定	
	⑩ 演習3 評価結果の公表（発表とまとめ）	
	⑪ 筆記試験	
	⑫ 課題レポート（※筆記試験5割以上7割未満の者が対象）	

研修の種別	必要な研修課程	必要時間数
継続研修	① 評価調査者の役割・倫理・義務	7時間以上
	② 第三者評価実践マニュアルの理解	
	③ 演習1 事前分析・事前協議・事前準備	
	④ 演習2 訪問調査実習	
	⑤ 演習3 評価の決定	
	⑥ 演習4 評価結果の公表（発表とまとめ）	
	⑦ 継続研修修了筆記試験	
	⑧ 課題レポート（※筆記試験5割以上7割未満の者が対象）	
	⑨ その他	